

令和 7 年度古賀市まちづくり実証実験委託特記仕様書

1 業務名

令和 7 年度古賀市まちづくり実証実験委託

2 業務目的

多様化・複雑化する地域課題に対して、企業、まちづくり団体等の様々な主体が独自の観点や強みを活かした解決策を提案する取組を広く公募し、市の委託事業として実証実験を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

4 業務内容

(1) 対象分野について

以下に掲げる対象分野について具体的な地域課題を解決するため、企業、まちづくり団体等が独自の観点や強みを活かし、市内で対象や範囲を限定した試行的な課題解決のための事業を行うこと。

- ① DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による、地域課題の解決や市民生活の向上に関すること
- ② 行政手続における市民負担軽減に関すること
- ③ 官民データ等のビッグデータ活用による、地域課題解決やサービス向上に関すること
- ④ その他特に市長が必要と認めること

(2) 提案内容

古賀市の地域課題について分析を行い、解決方法について具体的に提案すること。実証事業の内容及び今後の展開について併せて提案すること。

委託事業は年度内に完結することが前提となるため、事業実施期間を示して提案すること。

「令和 5 年度まちづくり実証実験委託」、「令和 6 年度まちづくり実証実験委託」に採択された事業者が提案する場合、採択された事業と同内容の提案は受け付けない。ただし、採択された事業を発展させた内容である場合は、発展させた点を企画提案書内で明確に示すこと。

(3) 提案について

※ 1 事業者につき 1 事業の提案とし、複数の案件を提案することはできません。

※(1)記載の対象分野における①～④のいずれかの対象分野を選択して提案すること。

提案上限額：60 万円

採択件数：4 件程度

(4)連絡会議について

受託後、下記の3回以上、古賀市経営戦略課及び関係課に対して報告を行うこと。

事業開始時：事業内容の説明、事業スケジュールの共有

中間報告：進捗状況の報告、課題の共有

最終報告：実証実験の成果及び評価（実証実験後の展開の可能性を含む）

5 履行場所

古賀市内

6 成果品

(1) 業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする。

7 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

8 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。
- (2) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (3) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (4) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。